

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 阪神内燃機工業株式会社 代表者名 代表取締役社長 木下 和彦 (コード番号 6018 東証第2部) 問合せ先 取締役管理部門管掌 眞野 啓久 (TEL 078-332-2081)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第152期定時株主総会(以下「本定時株主総会」)に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3)変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記「2.株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000 株から100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にすることを目的として、当社株式について5株を1株にする併

合(以下「本株式併合」)を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、 株式併合の割合に応じて、現行の4千万株から8百万株に変更することといたします。

(2)併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日 (実質上 9 月 29

日)の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式につい

て、5株を1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数 8,000,000株(併合前:40,000,000株)なお、発行可能株式総

数を定める定款の規定は、会社法の定めに基づき、本株式併合 の効力発生日(平成29年10月1日)に、上記のとおり変更し

たものとみなされます。

4)併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	16, 043, 000 株
併合により減少する株式数	12, 834, 400 株
併合後の発行済株式総数	3, 208, 600 株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に 株式の併合割合を乗じた理論値です。

⑤併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,361名(100.0%)	16, 043, 000 株(100. 0%)
5株未満	123 名 (9.0%)	140 株(0.0%)
5株以上	1,238名 (91.0%)	16,042,860株(100.0%)

本株式併合を行った場合、保有株式5株未満の株主様123名(その所有株式の合計は140株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑥1 株未満の端株が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が 一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いた します。

(3)併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1)変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。

(2)変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現	行	定	款		変	更	案
	第2章	株式				第2章 株	式
(発行可能株	式総数)			(発行す	可能株式	:総数)	
第6条 当会	社の発行	可能株式	総数は4千万	第6条	当会补	せの発行可能	株式総数は <u>8百万</u>
<u>株</u> と	する。				<u>株</u> とす	ける。	
 (単元株式数)			(単元村	朱式数)		
第7条 当会	社の単元棋	式数は、	1,000梯	第7条	当会社	上の単元株式	数は、 <u>100株</u> と
とす	る。				する。		

4. 主要日程

平成 29 年 5 月 12 日 取締役会決議日

平成29年6月29日(予定) 第152期定時株主総会決議日

平成 29 年 10 月 1 日 (予定) 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更効力発生日

(参考)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所において売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1.単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の 単位となる株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。 今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月まで に全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目 指した取り組みを進めております。

当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式につき証券取引 所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的とし て株式併合(5株を1株に併合)を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4-1. 【所有株式数について】

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または 記録された所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれ を切り捨て)となります。

A 4-2.【議決権について】

株式併合により、各株主様の所有株式数は5分の1になります。議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様の所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			
	所有株式数	議決権数		
例 1	2,000株	2個		
例 2	1,500 株	1 個		
例 3	1,030 株	1 個		
例 4	777 株	なし		
例 5	4 株	なし		



効力発生後			
所有株式数	議決権数	端数株式相当分	
400 株	4 個	なし	
300 株	3 個	なし	
206 株	2個	なし	
155 株	1 個	0.4株	
なし	なし	0.8株	

- ・例1、例2に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例3、例4で発生する単元未満株式(例3は6株、例4は55株)につきましては、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。

- ・例4、例5において発生する端数株式相当分(例4は0.4株、例5は0.8株)につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いたします。
- ・例5においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は 失われます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様が所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q6.株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後については、併合割合を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動などその他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 株式併合後でも単元未満株式の買取りは可能ですか。

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。 具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問

Q8. 今後の具体時なスケジュールはどうなりますか。

A8. 次のとおり予定しております。

い合わせください。

平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会決議日

平成29年9月27日 株式の売買単位が100株に変更

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成 29 年 10 月下旬 株式併合割当通知の発送

平成 29 年 12 月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A9. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒541-8502 大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社

大阪証券代行部

電話番号 0120-094-777 (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以 上